於:国土交通省 11 階 特別会議室

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会 第7回次世代参加型まちづくり方策小委員会 議事録

国土交通省

目 次

1	. 開	会						 	 	. 1
2	. 議	事								
	(1)次	世代参加	11型まち	づくり	の方策は	こついて		 	. 1
	()	2)そ	の他					 	 	. 34
3	. 閉	숲						 	 	. 35

開 会

事務局 早朝からお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。まだお見えでない方もいらっしゃいますけれども、まもなくお見えになると思いますので、会議を始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計 画部会 第7回次世代参加型まちづくり方策小委員会を開催させていただきます。

本日御出席いただきました委員、臨時委員、専門委員 24 名中、ただいま 9 名でございまして、本小委員会の議事運営に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。追ってもう少し来ていただけるようになっておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

次に、本日の資料でございますが、全部で4種類の資料をお配りしております。議事次第の次に一覧表がございますので、漏れがないかどうか御確認いただければ幸いでございます。

御発言の際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにしていただきまして、御発言終了後はオフにしていただくようお願いいたします。

それでは、ここから進行につきまして小林委員長の方にお願いしたいと存じます。 委員長、よろしくお願いします。

次世代参加型まちづくりの方策について

小林委員長 おはようございます。前回小委員会でとりまとめの骨子について御議論いただきました。本日は、それを踏まえて事務局の方でとりまとめの素案を用意いただきましたので、それについて本日御議論いただければと思います。

初めに、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料2と3について御説明申し上げます。

まず資料2でございますが、前回、骨子をお示しいたしまして、さまざまな観点から御議論をちょうだいしてございます。その概要でございます。第6回次世代参加型まちづくり方策小委員会での議論の概要という紙でございます。

情報提供につきまして、前回は「情報提供」という見出しを使っておりましたけれども、一方向的なイメージがあるので、見出しを例えば「情報の公開」、「情報の共有」というふうに変えたらどうかという御意見がございました。

それから、行政はコストや技術的な問題について説明責任がある。

それから、受け手側に立って、工夫しないといけない。

それから、参加と責任に関しては、参加機会の公平性を期すべきである。

それから、行政が住民に参加してくるべき時代である。

それから、「参加」ではなく「協働」の方が適切ではないか。

それについては、「協働」という言葉を軽々しく使うべきでない。責任のない「協働」 はあり得ないといった意見がございました。

それから、参加の範囲についても御議論がございまして、住んでいる人だけではな く、遊びに来る人、仕事に来る人も対象じゃないか。

参加の範囲については、税負担等何らかの負担をしている人たちにこそ、参加資格があるんじゃないかという御意見があったかと思います。

それから、それに関して、この委員会の主眼は身近なまちづくりということでございまして、おのずと参加者の範囲が決まってくるんじゃないかという御意見もございました。

それから、参加には責任が伴うことを言及すべきである。

参加の範囲については、ケース・バイ・ケースで一律に決めるのはよくないといった意見もあったかと思います。

それから、人材育成、専門家による支援については、NPO、民間企業も人材育成の担い手がある。それから、大学はまちづくりにおいてもっと役割を果たすべきである。

それから、専門家による支援は特に立ち上がり期において重要である。

さらに、専門家の役割として、情報をわかりやすく翻訳して、情報の定着に努める のもその役割ではないかといった御意見があったかと思います。

それから、意思決定と合意形成については、合意形成に向けて努力することは重要であるけれども、最終的に合意の形成に至らない場合もある。

それから、やりとりの中でどこまで合意できていて、ここからは合意できてないと いうことを節目ごとに確認するべきではないか。

それから、どうすれば意思決定の公正性、公平性が確保されるのか検討すべきであ る。

その他として、公共空間の利活用の促進、パッケージでの財政的支援はぜひ実現すべきだ。

それから、事業レベルでの住民の費用負担によるまちづくりをどう実現するか議論 すべきではないか。

それから、このとりまとめは参加型まちづくり定着に向けての第一歩としての提言 であるということでございます。

続いて資料の3でございますが、前回の御議論も含めてこれまでの当小委員会における御審議を踏まえまして、また、この小委員会で御紹介のございました事例を盛り込んだ形で、とりまとめの素案を御用意させていただいております。

1ページ目に全体構成がございます。はじめに、「次世代参加型まちづくり」のとら え方、この部分については新しく項目を起こした部分でございます。それから、現状 と課題、基本的な考え方、実効性向上のための方策、おわりにということで、全部で 6項目立てになっております。

前回御説明した部分と重なる部分もありまして、新しく追加した部分、あるいは修正した部分を中心に御説明を申し上げたいと思います。

それでは、2ページでございます。はじめにのところでございます。

1つ目は、社会資本整備審議会の諮問に基づきまして、この小委員会が設置されているということでございます。

それから、小委員会の議論の位置づけについては、一番下の方に書いてございますが、当該テーマに専ら焦点を当てて審議を行うのは初めてであり、本小委員会の審議は「次世代参加型まちづくり」を確実に実施していくための第一歩という位置づけであるということでございます。

それから、小委員会の議論の対象については、3行目にございますが、身近なまちづくりを中心として議論することとし、広域的なものについても視野に入れるという整理でございます。

それから3ページ目でございます。「次世代参加型まちづくり」のとらえ方ということでございまして、この部分は新しくつけ加わっております。

まず、小見出しをつけてございますが、意識の変化と参加型まちづくりの動きということで、第1パラグラフの下から3行目のところに書いてございますが、現に、自らの選択できめ細やかなまちづくりを進めていこうという意識の高まりの中で、住民自らが主体的にまちづくり活動に参加するなど、積極的な取り組みが展開されている地域も見られるということでございます。

ただ、全国的に見た場合、例えば、まちづくりへの参加意識が必ずしも十分ではない、あるいはパートナーシップが成熟していない場合が見受けられまして、「参加型まちづくり」が地域に定着し、自律的・継続的にさまざまな取り組みが展開される状況に至ってないのが実情ということでございます。

もとより、まちづくりは、住民、企業、NPO、専門家、大学等の教育機関、行政がそれぞれ役割を果たして、協働して取り組むべき課題でございまして、今後は、現在の状況をさらに進めて、参加型まちづくりを成熟・定着させることが求められているということでございます。

こういった認識の中で、本小委員会の名前にもございます次世代参加型まちづくり の意味するところについて、これまでの御議論を踏まえて整理してございます。その 下の「次世代参加型まちづくり」の枠組みというところでございます。

現在でも、公聴会、ワークショップへの住民等の参加が行われているわけでございますが、多様な主体の参加についての門戸が開かれてきている。さらにこれを一歩進めた「次世代参加型まちづくり」の基本的な枠組みにつきましては、その下に基本要素として3点挙げてございます。

1つが、多様な主体の参加が可能となるよう「機会の窓」が開放されているということでございます。言ってみれば、入り口というか間口は広げられているということでございます。

2つ目が、「提案する側」と「提案される側」が固定化されていないなど、主体間の相互関係の多様性が確保されているということでございます。その過程における多様性が確保されているということでございます。

3つ目が、考え方の違いを乗り越えて合意形成に努めるなど、参加する主体に対する社会的責任が相互に確認されているということでございます。ですから、その出口の部分はきちっと責任を持ってやろうということでございます。

こういった環境の中で、多様な主体が、受け身ではなく、主体的・積極的にまちづくり活動を担い、その結果コミュニティの生活環境等の維持・再生が図られるという一連の展開が、4ページでございますが、社会のシステムとして組み入れられていることが重要だということでございます。

例えて申し上げますと、その図にもございますように、行政が主役の「タテ型」のまちづくり一辺倒から、行政、住民、NPO、民間企業、大学といった主体の、いわば「ヨコ型」と申しますか、フラットなまちづくりを実現することが求められているということでございます。

5ページでございます。2として参加型まちづくりの現状と課題でございます。

最初の行に書いてございますように、住民等の参加によるまちづくりの芽生えや動きがある中で、先端的、意欲あふれる取り組みも見られております。一方、全国的に見れば「手探り」、あるいは「試み」の段階である場合も見受けられるということでございます。(1)で参加型まちづくり活動の状況を書いてございますが、この小委員会において、先端的なまちづくり、取り組みについて御紹介があったところでございます。詳細な説明は省略させていただきますが、例えば、まちの将来構想の策定に関して、6ページの上の図でございますが、マスタープランを策定するに際して、市民有志によるNPO法人が参加の場を提供した事例、それから、市から認定を受けた協議会がまちづくり構想を策定し、まちづくり協定の締結まで至った事例、それから、昨年度制度化されました都市計画の提案制度を活用した事例等々がございます。

それから、 のところで具体的な施設計画等に関するものとして、その図にございますように、例えば道路整備に当たりまして、整備しない案も含めて住民参加を実施した事例、それから、駅舎・駅前広場のコンペ段階からNPO法人が関与した事例。

次のページでございますが、駅周辺地区の整備に関して、住民、反対者の方々からなる市民委員会を設立して、長らく続いた膠着状態を脱した事例。それから、公園整備に当たりまして、住民有志による企画、管理・運営まで行っている事例等々がございます。

それから、7ページの(2)自治体の対応でございますが、自治体においても、次

の8ページにございますように、まちのルールづくり相談センターを設置した事例、 認定制度を設けて財政支援等を行っている事例、まちづくり学習を積極的に導入して いる事例等々がございます。

こういった先端的、あるいは意欲あふれる取り組みがございますが、現状についての評価が(3)のところでございます。1つ目が、手探りの状況にあるということでございます。8ページの下の方でございます。行政側も住民側もふなれで、まだまだ手探りの部分がある場合も見受けられるということでございます。例えば、住民参加と言っても、住民の意見によって修正する余地のないものを一方的に行政側が説明しているだけのケース、それから、反対意見も含めいろんな意見を整理し議論をきちんとまとめていくノウハウが十分でない。あるいは住民側に関することについては、参加の意欲のある人が少ない。

9ページでございますが、その結果として固定化されている、具体的な行動につながらないケース、行政側の案に対して常に対立するケースが指摘されているということでございます。

それから、現状についての評価の2つ目が、地域による状況の違いでございます。 地域によって参加を取り巻く状況や熱意には差があることに常に留意しなければなら ないということでございます。東京等の大都市と地方では状況に大きな差があること、 現状では、地方においては参加する住民が少なく、結局行政に頼りがちであるとの指 摘もあるということでございます。

それから、3つ目が都市計画制度の普及・定着の必要性でございます。これまで都市計画制度においては、住民参加の充実が図られるような所要の措置が講じられてきておるところでございますが、今後は、参加型まちづくりの有効なツールとして、これら制度の一層の普及・定着、円滑な制度運用が期待されるということでございます。

それから、10ページでございます。参加型まちづくりの成熟に向けての基本的な考え方でございます。これまで御説明してまいりました「次世代参加型まちづくり」のとらえ方、あるいは現状と課題を踏まえまして、参加型まちづくりの成熟に向けての考え方を整理してございます。

そこにも書いてございますように、参加型まちづくりが「次世代参加型まちづくり」へと成熟するために、まちづくり現場での取り組みの蓄積が不可欠でございますが、現状においては、さまざまな試みを実施している段階であると見受けられることからしますと、今後の取り組みに資するよう、根本的な行動原則ともいうべき考え方を共有することが必要であるということでございます。

その第1のステップは、「発想の転換と定着」ということでございます。

(1)で発想の転換と定着というふうに書いてございますが、まちづくりは多様な 主体による発意と協議によって形づくられていくものでございまして、行政が主な担 い手であるという発想から、NPO、住民、企業等も担い手であるという発想への転 換とその定着が必要であるということでございます。その際、各主体が意見やスタンスの違いを乗り越えて協働しながら、各々責任を果たしつつ、「自分たちの手」で「自分たちのまちを育てる」という動きが各地域で自律的・継続的に展開されることが必要であるということでございます。

さらに、実際の活動を展開するに際しての基本的な考え方を、その下に3つ掲げて ございます。

1つ目が透明性の確保ということでございます。参加型によるまちづくりが社会のシステムとして真に定着するためには、多くの主体が公平に参加できるよう機会が確保されていること、また、参加の手続や守るべきルールがあらかじめ明確になっていることが求められるということでございます。こうした一連のプロセスについて情報共有の徹底などを通じて透明性を確保することが、参加の前提だということでございます。これは「機会の窓」の開放につながるのではないかと思っております。

次が、柔軟性の確保でございます。まちづくりの枠組みは、具体的なケース、地域の状況等によって形づくられていくものでございまして、必ずしも絶対的なものはないということでございます。ケースによって、また、だれが発意するかによって、住民、企業、行政等の役割は変化し得るということでございまして、枠組みを固定的に考えるのではなく、状況の変化や時代の変化に合わせてつくりかえていく柔軟性が必要だということでございます。

これは先ほど申し上げました、提案する側とされる側を固定的に考えないということにつながるのではないかと考えております。

それから、11 ページでございます。実行性の担保でございます。一たん決定されたことは確実に実行されることが必要であるということでございます。それぞれの主体が考え方の違いを乗り越えて合意形成に努めることが重要であるとともに、結果として決定された事項については、「当事者」として責任を分かち合うことが必要だということでございます。責任ある実行につながると考えております。

次に 12 ページでございます。ここからが参加型まちづくりの実効性向上のための方策について記述してございます。

参加型まちづくりを具体的にどう実施していくかは地域の主体性に委ねられることが基本でございます。関係者がそれぞれの立場で連携しながら、環境を整備し、また、 具体的な支援策を用意することが必要でございます。

具体的な方向としては、11 個書いてございます。1つ目が、参加のすそ野の拡大でございます。参加の実効性を高めるためには、先端的な動きを育てることと同時にすそ野を広げることが必要であろうということでございます。このためには、生涯学習による意識啓発や、次世代のまちづくりを担う子供たちに対する教育の充実を通じて、まずは、関心を持ってもらうことが必要だということでございます。

それから、2つ目が早期段階からの参加の充実でございます。参加型まちづくりを

成熟させていくためには、ルールづくりやビジョンづくり段階からの参加の充実がまず重要だろうということでございます。車の活用を第一と考えるのか、歩行者の利便を第一と考えるのかといった基本的な選択の段階からの参加が重要だということでございます。

それから、3つ目が情報共有の徹底でございます。住民等の参加を促し、参加の実効性を高めていくための第一歩は情報共有の徹底でございます。現状におきましては、まちづくりの発意や実施につきまして、行政が主導的な役割を担っている。

13 ページでございますが、そういう場合が多いと想定されるわけでございますが、今後は、さまざまな主体による情報発信がなされ、それをもとに、まちづくりについての議論の「輪」が広がっていくことが期待されるということでございます。

行政については、制度的・技術的情報についての説明責任があるということでございます。特に、まちづくりの基本的な選択にかかわる場合では、複数の案の内容、生活への影響等について十分な時間的余裕を持って提示することが必要だということでございます。

それから、情報提供の方法につきましては、情報の受け手の立場に立った内容とするのが必要だということで、例えば、難解な専門用語を使わないとか、模型やCG等を利用するといった工夫が必要だということでございます。

それから、(4)の協議の実質化というところでございます。参加型まちづくりの実効性を高めるためには、関係者間のやりとりの実質性を高める必要があるということでございます。

現状においても、自治体独自の工夫をしているところも見られますが、地方分権時代にあって、まちづくりを進めていく過程で「参加」をどう織り込んでいくかは、自治体の自主性・自律性に委ねることが基本でございますが、やりとりを十分重ねることは、どういう場合でも重要だということでございます。

14ページでございますが、関係者間で考え方、意見の異なる場合や、必ずしも合意 形成まで到得し得ない可能性も想定されるわけでございますが、例えば、意思決定に 至る過程でなされたやりとりや、合意または合意されていない事項等を節目ごとに情 報共有した上で、次のステップに進んで行くことが必要だということでございます。

それから、(5)は参加の技術の向上ということでございまして、参加型まちづくりを成熟させていくためには「参加の技術」を高める必要があるということでございます。例えば、情報整理に関する技術、合意形成までたどり着くための技術、その前提とも言うべき良好なコミュニケーション技術等の向上がまちづくりの鍵であるということでございます。

それから、(6)がまちづくり現場でのノウハウの共有ということでございます。全国各地域の取り組み事例についての情報を共有することが必要だということでございます。このことは、個々のまちづくり現場での成功事例のモデル化、普遍化にも資す

るということでございます。

それから、(7)番が行政側の幅広い対応でございます。行政内部におきまして、まちづくりに関係する部局は多岐に及んでございます。窓口部局での「ワンストップ」の対応の充実ということと同時に、単に一部局ではなく関係部局による幅広い対応が望まれるということでございます。

それから、都市計画の提案制度等制度化されてまだ時間が十分経過していないもの もございまして、今後、随時、現行制度の運用状況を把握し、参加型まちづくりの有 効なツールとしてその定着に努めることが行政として必要だということでございます。

それから、身近なまちづくりが定着し、継続的に展開されるためには市町村の役割が大きいわけでございますが、自治体の対応力の点で差がある場合も想定されるわけでございまして、都道府県、国がきちんとサポートすることが必要だということでございます。

ここまでが環境整備するための方策、施策の方向でございまして、さらに活動の支援の方向については、人材育成、専門家による支援でございます。まちづくりの初動期では意欲があってもノウハウ等の不足によりまして、「最初の一歩」をうまく踏み出せない地域が存在する。あるいは、まちづくりの専門的なノウハウを有する人材は大都市部に偏在していることを考えますと、全国的な視点からまちづくり専門家に関する情報を収集・整理いたしまして、これを利用したまちづくり専門家活用支援のための仕組みを確立することが必要だということでございます。

それから、専門家による支援とともに、地域における人材の育成・確保が必要であるということでございます。特に、まちづくりを引っ張っていく、まちづくりリーダーの育成が必要だということでございます。人材の育成戦略の策定・実施につきまして、行政、大学、企業、NPO等が連携をとりながら取り組むことが必要だということでございます。

それから、9番目がまちづくりの核となる地域組織の育成・支援でございます。住民が一人の個人としてまちづくりに参加するという仕組みではなく、核となる一定の組織が媒介することが現実的であるということでございます。このため、地域資源を最も効果的に活用した地域の総合的なマネジメントを行う体制、組織、エリアマネジメント組織のあり方やその位置づけ、組織の設立・活動に対する支援方策についての検討・実施が必要だということでございます。

それから、(10)番目が公共空間の利活用の促進でございます。ストックの有効活用やにぎわい確保等の観点から、地域運営組織やNPO等が公共空間をその活動の場の一つとして活用することが有効だということでございます。

16 ページでございます。最後に 11 番目、パッケージで財政的な支援でございまして、このため、のところに書いてございますように、まちづくりの課題解決のためには、ハード、ソフトにまたがる多様な事業の展開が必要でございます。このため、各

セクターによる縦割りの発想ではなくて、地域として必要な事業、活動を機動的にうまく組み合わせることがより有効であろうということで、地域が主役のまちづくりの推進に資するための財政的な支援については、各地域の自由な発想を生かせるよう、パッケージとして一括助成を行うことが必要だということでございます。

以上が方策でございます。

最後が17ページ、おわりにということでございまして、2つ目のパラグラフでございますが、一律の制度による画一的な対応はなじまないということ。3つ目のパラグラフでは、本とりまとめは、「次世代参加型まちづくり」の実現に向けての第一ステップとしての提言の性格を有するということ。次は、民主的かつ合理的な意思決定の仕組みにつきましては、社会システム全体の問題としてとらえる必要がございますが、まちづくりの分野においても、いろいろな事例の積み重ね、あるいは関連の調査・研究等を通じて、ノウハウを蓄積する必要があるということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

審議

小林委員長 どうもありがとうございます。

それでは、資料2の前回の議論の概要でございますが、これと、本日のとりまとめ (素案)を御紹介いただきましたので、主に資料3を中心に、次回最終の小委員会が ございますが、それに向けての御意見をいただければと思っております。 どこからで も結構ですのでよろしくお願いいします。

寺尾委員 都市計画分科会の会議の場、つまり、この小委員会がつくられる前の会議の場でも少し申し上げたんですけれども、この「次世代参加型まちづくり」という言葉、タイトルといいますか、これが私はいま一つ適当だと思われないんです。どうしてかというと、一方では、おわりの部分、17ページの3段落目の2行目に「参加型まちづくりの成熟と定着に向けての」云々という表現がございますが、どこだったか今すぐ思い出せませんけれども、別の個所では我が国で参加型まちづくりというのは、まだ緒についたばかりであるという表現もあります。我が国において参加型まちづくりがまだ定着していない、まだ始まったばかりであるというのが私の認識なんです。それなのに、「まちづくり」に「次世代型」という表現をつけて、「次世代参加型まちづくり」というふうにおっしゃることの意味がよくわからないというのが私の一貫した理解でありますが、その点についてこの委員会の理解はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

小林委員長 事務局というより私がお答えした方がいいんでしょうが、その意見は、2つの方向で御意見をいただいております。1つは、参加ではないだろうと。盛んに、参加ではなくて協働と言っているのに、なぜ次世代参加型なんだという御意見。それ

から、もう一つは今寺尾委員がおっしゃったように、参加自体はまだ緒についたばかりで、その時点で次世代というのは何事かという、それぞれの御意見いただいております。ただ、次世代参加型というのは、むしろ本体の審議会の部会の方からテーマを与えられているものですから、そういう意味では括弧をつけて使っております。これを変えるということは、基本的に難しいということになっております。

寺尾委員 それはここでは難しいけど、上では可能だということになるんですか。 小林委員長 諮問事項ですか。

寺尾委員 諮問事項です。そうすると、上では可能だけれども、ここではできない ということになるんですか。

小林委員長 既にそういう課題で諮問されていますので、こちらの小委員会としては、括弧つけて「次世代参加型」という形でお答えする以外ないのではないかということになっております。

寺尾委員 そうすると、「次世代参加型」と呼ぶのは適当ではないというお答えをすることだって可能だと思いますけれども。

小林委員長 だから、寺尾委員が部会の方でまず言っていただいて、それは諮問し ちゃいけないと言っていただかないとまずいんです。

寺尾委員 私は部会のときも、おかしいと申し上げたんです。つまり、この委員会がつくられる前のときにも申し上げました。

小林委員長 わかりました。ただ、そういう整理がされておりますので、気持ちはよくわかるんですが、両方の御意見をいただいておりまして、今回は括弧つきでいたし方ないと思います。

寺尾委員 では、次にお伺いしたいのですが、この報告書の読み手は誰なのか、私たちは一種メッセージを発するわけですが、その受け手として予定されているところはどこなんでしょうか。それによっても、括弧つきで使っていて、私たちの責任を果たせるのかという問題は、答が変わってくると思うのですが。

小林委員長 その辺とも絡むんですが、これはとりえず部会ですか、分科会でしたか。小委員会でまとめるんですが、お答えするのは都市計画部会ですか。

事務局 部会に対してです。

小林委員長 部会にお答えするわけですね。部会がいろいろな議論をやっておりまして、きょうの午後に部会がございますね。幾つかのテーマがございますので、それをまとめて、これからの都市計画のあり方についてのメッセージを何らかの形で発信されるんだろうと思いますが、そのとき恐らく国民と申しますか、そちらに情報として発信される場合の表現のあり方ですね、そのときに御意見いただければと個人的には思うんです。

林臨時委員 ちょっとよろしいですか。参加型まちづくりというのも緒についたという言葉が出ているのは、だんだんいろんな段階を踏みながら成長したり、あるいは

内容が充実したり、制度化されたりするというふうになっていくと思うんです。ですから、ここで言っている「次世代」ということは段階をイメージしているということだとすると、例えば 1990 年代は一体どういう段階だったんだろうかということと、これからの 15 年なりを考えると、もっと先を考えてもいいんですけど、どんなふうな段階に行こうと考えているのかという、そこのとらえ方を常に議論しておかないといけないということがこの場なんじゃないかと思うんです。

ですから、「次世代」と言っているのは、今までの 10 年なり 15 年を振り返ってみると、私の理解では、私の仕事柄というかいろんな関係で、かなり頑張っているところにつき合ってしまう関係で、現場の自治体では相当参加が進んでいる印象です。この表現で言うと、大都市と地方都市でいろいろ違いがあるというふうに書いてありますが、しかし、地方都市の方がはるかに頑張っているところもあります。こういう表現は非常に引っかかります。

いずれ、分権が進み自治が確立されると自治体間の差が相当出るのは、そのこと自体が自治であるということも含めて理解する必要はあります。この 15 年ぐらいの間で言うと、行政の方も制度等でいるいろ頑張ったかもしれないけれども、しかし現場の住民の方が相当頑張っている、そういう人たち、地域がある。制度がはるかに立ち後れているのが現実です。ですから、そういう時代に対してもう一歩も二歩も制度が進むべきで、何かやるとしたらどんなことだろうかということをここでしっかり考える。そういう次へのステップをまた刻む時期というふうに考えているということをきちっと書いて、「次世代」と言っていることの意味を解説しておく。いずれ、さらにいろいるな形で展開するということでしょうから、わかりやすくなるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

小林委員長 具体的に言えば、3ページの最初の「次世代参加型まちづくり」のとらえ方のところに、事務局としては前回の御意見を受けて、特に最初のパラグラフ、 意識の変化と参加型まちづくりの動きのところに書いたんですが、もう少し、林委員 のおっしゃるような形で付加してしっかり書くべきだという御意見ですか。

林臨時委員 そのあたりがクリアになれば。

土屋臨時委員 寺尾委員からそういうお話があったんですが、現場でやってきた感覚からいくと、いわゆる反対の住民運動が出てきた時期が昭和 30 年代から 40 年代、西暦でいくと 1960 年代から 70 年、それから、1970 年代の終わりぐらいから 80 年にかけて、ごみの焼却場をめぐる運動では、反対から参加へという動きが全国各地で、はっきりとした動きとしてあるわけですね。そういう意味では参加型の運動というのは実践されてきた。例えば、武蔵野市においても、ごみの焼却場をめぐる問題で、市民参加型のやり方をやったのは昭和 53 年とか 54 年、西暦で言うと 1978 年とかそういうときになりますから、そういうことを考えると、参加型まちづくりは、いわゆる反対という格好の段階から参加型になったのは、そのころからだと言えるだろうと思

っています。理論的なフレームをつくったのは松下圭一先生とかいろいろいらっしゃると思いますけれども、そういう前提で考えれば、今「次世代参加型まちづくり」という言い方をしても、私は時代的に、今後、協働にいくかどうかという議論がありますが、それは置いておいて、今の段階ではそういうことでいいんじゃないかと思っています。

その1つの例は、私は市長になったのは20年前ですけど、当時の建設省に行きますと、本省の課長から名刺をもらうのはなかなか大変だったんです。大体、室長とか課長補佐から、やあなんて言って、お願いしますとか何とか言っていたんですが、最近随分変わりましたね。国土交通省一つとってみても、そういう変化があらわれているのは、地方自治体を含めて、NGOの意見を聞こう、参加してもらおうという方向に明らかに変わってきていると私は思います。

ただ、現場にいて、15ページあたりのところが恐らく今後の答申のポイントになるのかなと思いますが、これの答申を出した後で、法律を変えるのか制度をつくるのかどうかわかりませんが、人材育成、専門家による支援、まちづくりの核となる地域組織育成・支援、それから、公共空間の利活用の促進、パッケージ的な財政、こういうことをどうやって制度化していくのかということが今問題になっているんじゃないかと思っています。

今から 20~30 年前は、個々の住民の集まり対行政ということでしたけれども、それから少し変わってきて、参加ということになった場合に、参加の場合でも武蔵野市の事例なんかでも、ごみの焼却場の問題なんかはみんな市民は全くのボランティアで参加してきて、途中でくたびれちゃったりすることもあるんですが、恐らく今我々が取り組もうとしているのは、もうちょっと継続的に体系的に取り組む、さりとて民間のコンサルタントではない、そういう利益追求ではない、しかも民間のコンサルタントが持ってないような、もうちょっと住民に根をおろしたようなものを何かうまく構想できないかというところに、今のポイントがあるんじゃないかという気がします。この辺のところをどうやってやっていくのかという気がします。

岸臨時委員 今土屋委員がとてもいい話をしてくださったので関連してお話したいんですが、次世代型であるということと、次の時代に入っているのかもしれませんが、次の時代のまちづくりなり都市の計画というのと2つ混同しないで議論した方がいいと思うんです。次の世代の都市の計画というのは、右肩上がりでどんどん行くぞというのではなくて、持続可能性を追求するとか、都市の再生を考えるとか、その際に計画ベースにして、個々の行政部局がそれぞれに都市を細切れにしているんな計画を落としてくるのではなくて、コミュニティから、あるいは僕はランドスケープベースと言うんですけれども、地域から一括して問題を総合的に考えていくとか、そういうことが本当に中心の課題になると思うんです。きょう午後の会議でそういうことがまた話題になると思うんですが、それと同時に、参加の仕方に新しい時代がきたというこ

とだと思うんです。

私自身が学生のころから、都市計画とかまちづくりにずっと加担しておりますので、 1960年代後半から市民活動がどういう展開をしてきたか、肌で血肉で知っているんで すけれども、今お話のあったとおりで、80年代に入るくらいから、行政と連携してい ろんなことをやる提案型の運動がはっきり出てきたと思うんです。しかし、遠近透視 で見てみると、基本的には行政の御膳立てするところに住民あるいは企業が参加する。 資料3の4ページに書かれたとおり、左側の形でずっときたと思うんです。その中 でいろんな改変、展開、突出事例がありはしたけど、この枠できた。それが 90 年代に 入って、急速に右側になってきたと思います。その一番大きい展開はNPO法人なん じゃないかと僕は思うんです。それははずしてはだめだと思うんです。法人格を与え られた市民が発言ができる、仕事ができるということです。私はそういう意味で 1997 年ぐらいがはっきりした転換点だろうと思うのです。しかし、NPO法人を促すよう な動きというのは、行政から、市民から、企業から尊重されているかというとこれが 極めてお粗末でありまして、現状は、飛び出したNPOが大体どこでもつんのめって、 非常に苦労していると思うんです。象徴的な話を1つ言いますと、先日の朝、テレビ を見ていたら、NPO法人がNPO法人がと報道しているので、何をやっているのか と。僕はめったにテレビを見ないんですけど、何か女性が手かざしのようなことをや って、酸っぱくなれとか甘くなれとか言っていて、テレビが、NPO法人がやってい るNPO法人がやっていると言うんです。固有名詞ではなくて。僕は行政の現場で、 本当に風向きの変化というのをリアルに感じるんですけど、"NPO法人、いかがわし い"という空気が一部に急速に出てきているんです。これは、地元の企業と仕事の取

NPOが法人になって、どうも仕事をとりそうだ。つまり、美しいNPOというのは金は稼がない。かすみを食って人生をそこへ費やす人たちが集まってくるんだという、どうもこの社会には錯覚があるようで、例えばそこに正式に企業に勤めていた優秀な若者を引き抜いて雇用するわけです。あるいは大企業に行くかもしれない学生を、行くなと言って引きとめるわけです。そうすると給料を払わないわけにいかないんです。そういうことをするNPOは、どうも悪いNPOだという雰囲気が急速に今出てきていることを僕は深刻に危惧しています。どこがまいているのかわかりませんけど。現場では、企業ともいろんな形の衝突が起きています。

り合いがあるようにも思えてなりません。現場でリアルに感じるのです。

ここが僕は踏ん張りどころだと思います。行政なり何なりが、よいNPOと悪いNPOとを見きわめるのではなくて、NPOを全体としていかがわしいという雰囲気にしてしまう局面が今ちょっとある。これを乗り越えないと次世代に行かないと思うんです。次世代というのは、突き詰めてしまえばその1点だと思っています。行政が責任を持ってまともなNPOを選び出して、そこにお金を回して仕事をさせて、まちづくりの主体にする、それができるかどうかということだと思うんです。非常に難しい

課題だと僕は思っています。 僕はこの小委員会に入るときに、次世代参加型というので、若者を次世代のまちづくりの主体とするという意味もあるのかなと実は信じて入ってきたんです。僕はそれをやらなければいけないと思うんです。若者を次世代のまちづくりの主体にするということは、ある種のソシアルワーカーみたいなものを日本でも定着させるということで、それはNPOの職員として、まちづくりに地域ベースで寄与する若者たちに名誉と収入があるシステムをどうやってつくるか。今回、パッケージ方式でまちづくり云々というのを出しているのは、とってもいいことだと思うんです。試しに信頼できるNPOに仕事をさせて、NPOに仕切らせて、可能な課題を解決することを具体的にやっていただけたらいいと思うんです。そういう意味合いを込めて、4ページの右側の「責任ある協働」という形を、次世代参加型まちづくりの方式のイメージというのであれば、僕は 100%賛成です。何の問題もないと思っております。

寺尾委員 私は岸委員がおっしゃったように、若者を参加させるという意味で「次世代」を使うなら全く反対しません。しかし、そういう趣旨ではこのペーパーはできていないと思いますのでさらに申し上げますと、林委員や土屋委員がおっしゃったように、70年代のころに比べると明らかに今は新しい段階に入っていて、フェーズが変わっているというのはおっしゃるとおりで、それでいいと思うんです。ですけれども、私のようにちょっとアメリカのことをやっていてアメリカと比べて見ていますと、広く見て、今まだ日本に参加型まちづくりがあるという状況ではないと思います。

もちろん、地域地域は個別にやっておられるところはあると思います。それから、委員の先生方はそういうところで御活躍になってこれまでもきたので、そういうところを見ておられるのでそう思えると思うんですけれども、普通に押しなべて平たく見たときに、まだあちらこちらでやっている段階ではない。例えば、私が住んでいるところではそういう動きはありません。少なくとも普通の人が住んでいて感じるようなものとして出てきていないわけです。そして、これは国民一般に発信するメッセージであれば、そこのところは気をつけなくてはいけなくて、既にそれをやっている人たちに言うんだったらいいかもしれないんですが、そうじゃないということですから、やはり気をつけなければいけないんです。

参加型まちづくりがあるためには、そのことが制度的に保障されていなければいけないんです。既に条例があってちゃんと制度があるということになってないと、あると言えないと思います。それから、まだまだ行政だけで話をしていて、議会というのが出てきてないんです。本当は議会がもっとこの分野で主体性を持つようになってこそ、初めて参加型のものがあると言えるのであって。したがって、私の志はもっと高いので。「次世代型」といった形容をすると、参加型まちづくりが既にあってその次をねらうというと、非常に高いところに入って行くような感じがするかもしれないけど、まだまだだと基本的に思っているんです。

ですから、こういう言い方をするのはよくなくて、例えば「本格的参加型まちづくり」と言うんだったらいいんですけれども、「次世代」と言ったら、もう既にあって、それを越えて日本はポスト何とかに行くんだみたいな感じになっているので、これは私の基本的な認識ではとても容認できないんです。ただ、皆さんがそれでよろしいとおっしゃれば多数決でしょうから仕方がないと思いますが、そこはきちんと考えて頂きたい。どのぐらい高い目標を持っているのかということが、そういったところにも出るわけですから、やはり言葉、特にこれはタイトルになるので、しっかりしなければいけないんです。

これがちゃんとしっかり言葉が使われてないことがよく示しているのは、17ページの最後のページで第3段落ですが、最後の2行目、「本とりまとめは、「次世代参加型まちづくり」の実現に向けての」と。次世代参加型まちづくりがどういうものであるか全然クリアなものがないのに、「実現」と言っているわけです。これは全く言葉が先に走っているだけということでありまして、この中で言われていることもいっぱい矛盾することが書いてあるのに、それらが予定調和的に解消されるような感じになっていて、最後には「成熟」なんて表現が出てくるところまで行ってしまっているところは、私はちょっとおかしいと思います。

小泉臨時委員 私は寺尾委員のおっしゃることはよくわかるというか、多分2つの課題が参加型まちづくりに関連して起きているんだと思います。1つは寺尾委員もおっしゃったように、一般的な参加型まちづくりの保障みたいな形で、議会関与の話をどうするのかとか、都市計画審議会を今のままでいいのか、そういう話が一方であるんだけど、一方では岸委員が言われたような、急速にNPOが発達してきて、それに対して新しく対応する。非常に現代的な話ですね。それはアメリカでもイギリスでも対応しているような新しい話題であって、そういう話と、既にアメリカとかイギリスとかヨーロッパでは普通にできていることもまだまだできてない自治体もあるし、それを広くきちんと保障しないといけないという2つの違うフェーズが日本は一遍にきている時代だと思うんです。その各々についてどういうターゲットで、どういう対策をするのかということは、もしかすると少し仕分けて考えてもいいのかもしれないという感じはいたしました。

越澤委員長代理 一応前回のときに論点を整理して、それに基づいて事務局でこういう形でまとめたわけでありますが、やはり形が見えてくると、さらにいろいろ意見が出てくるということだろうと思います。この次世代、それから、参加型をどう考えるかという一つの原点に戻ったような先祖返りの議論になっているわけですが、私としては実はこう思っておりまして、もともと根っこは都市計画の審議会で議論されているということは、つまり昭和43年の都市計画法制定以前は、言うまでもなく国が決定していた都市計画の時代だったわけですね。

もちろん、当時のいろんな時代の流れは、先ほど土屋市長もおっしゃったようにい

ろんな局面で進んでいますが、法律そのもので言いますと、43 年に、それまで国が決定した事務から地方自治体にと。ただ、そのときも実は都道府県が主体になっておりまして、実質は国の方々もかなり仕事に関与していた。それは法律手続上もそうだし、人材もそうです。都道府県に国から派遣する方も多かった時代の中で、新しい都市づくりをいろいろ取り組む中で、新しいまちづくりという考え方が出てきた。特に、実際の事業の中でどうするか、地震の復興のときどうするかということを含めて、いろんなテーマはあったと思うんです。その中でいろんな展開を遂げてきた。

ただ、それは広く見れば確かに全国の中では、当然行き渡っていい場所でもまだ行ってない場所もあるでしょう。一方では、その中で自治体がこういうことをやっていくんだということで、法律制度に関係なくと言ったら語弊がありますが、独自でどんどん条例なり、あるいは地域の方々のルールをつくっていくということで取り組んでいる地域も非常に多いわけです。また、それを熱心に取り組まれた方自身がこの中に委員として随分お入りになっていると思います。

ただ、これは国の審議会ですから私としてはだれに発信かというと、これは国土交通大臣に対してお答えするわけで、ということは国の行政自身と地方自治体、それから、恐らく現時点では広い意味での都市計画行政とか、都市づくりに関して関係してくるいろんな興味を持っている専門家なり、あるいはNPOという表現を使うのかわかりませんが、恐らくまだそこまでが対象として、あるいはこれを読んでくれるお相手として期待している部分ではないかと思います。

ですから、国レベルの審議会で全国の状況を総括しているということと、2000年で地方分権になって大きく制度は変わった。それによって都計法も変わっています。明らかに自治事務になった段階で、もう一回まちづくりということをどう展開していったらいいかということを議論しているというのが、今回の諮問の一つの意味ではなかったのかなと思うんです。当然ながら昭和43年以降の、まあ40年代から近年まで約30年間でのいろんな取り組みを総括している部分が恐らくあって、それを、いかにいい部分はどんどん伸ばしましょうと。

まだ、今後、制度上本当に変えるべき点があるかどうかということはこの中ではあまり議論されていないわけですが、一つは既に 2000 年の制度改正の中で提案制度等含めてかなり変わってきている部分もありますので、それは今こういう芽生えを紹介しながら、それを見ていこうというのは変ですけれども、既にこういう制度を活用している事例も出てきたということで一回止めていると私自身は思っております。

この次世代は、確かに人によってはジェネレーションと読む方もあると思います。 あるいは高齢者もあれば若い人であるかもしれない。私としては都市計画法自体が国 の事務から、国と地方自治体が少し混合する形でやった時代から、明らかに責任上は 自治体の事務になって。となると自治体は自治体と今度は住民、市民の方々と一緒に やっていくという時代を迎えているということでの次世代というふうに、私自身はこ れまで理解しておりました。

事務局も恐らく多分そういう理解だったのかと思いますが、目次構成を見ますと、タイトルに「次世代参加型まちづくり」とありますが、その後は全部「参加型まちづくり」と書いているんです。このトーンは。これをいかに、今まで先進的に取り組んできた、あるいはそういう様子とか実践を見ながら全国的にさらに広めたいということと、法律制度も含めて、地域の自己責任になったよということでのメッセージかなと私は思っていました。ですから、どこまで寺尾委員を含めておっしゃっていることを議論するかがあるんですが、一応前回一回論点をし切ってある程度の選択は出ていると思います。ただ、これに対する思いは各委員それぞれあると思いますので、そこはどこかで御自身の意見を反映させるような部分もあれば、どこかでこれはこれで自分の理解ですということでとどめる部分との兼ね合いなのかなと思っています。

私としては 40 年代以降から今までの歩みについては、もう少しきちんと書き込んだ方が。先ほどから皆様の御指摘は多分そうだと思いまして、そうした方がいいのかなと。それでもやはり、次世代という意味は違うんだという御意見はあるかもしれませんが、一つはそういう感じがします。もう一つは、だれに対して期待しているのかももう少し書き込んだ方がいいと思います。いろんな議論があると思いますが、比較的前回の委員会での論点の集約は、ある程度反映していると基本的に考えていいのかなと思っております。

以上です。

小林委員長 越澤委員、あるいは林委員がおっしゃったように、今回の次世代参加型まちづくりのよって来るこれまでの経緯、なぜ今の時点でこういう考え方を出し、まとめたのかということを、恐らく3ページあたりにもう少し詳しく書くというのが第1点ではないかと私も思っております。

それからもう一つ、小泉委員や越澤委員がおっしゃったように、参加型まちづくりというと制度そのものの議論も必要だという御意見が確かにあるわけですね。ただ今回は、参加にかかわる制度の議論を中心的には議論してこなくて、これまで 2000 年、あるいは近年つくられた参加型の制度が、まだまだこれから活用されるようなスタンスでまとめてございまして、制度そのものについての問題を指摘される御意見を幾つか伺っておりますが、それについては十分この小委員会で対応し切れておりませんので、むしろその辺は場合によっては、おわりにのところで、小委員会の議論した枠組み、範囲、テリトリについて少し触れておく必要があるかと思います。

中井専門委員 次世代参加型まちづくりの次世代参加の方は、私はあまりこだわりがなくてこれでいいかと思うんですが、話をややこしくして申しわけないんですが、まちづくりの方はちょっとこだわりがあります。この中に書いてある、確かに制度のことをやったわけではないのでそれはそれでいいと思うんですが、非常に小さい意味での法定都市計画の話なのか、あるいは国土交通省の主管の部分の話なのか、もう少

し非常に広い意味でのまちづくりの話なのか、かなりこの中で場所場所によって意味 しているのが、あっち行ったりこっち行ったりしているような印象を受けました。具 体的な参加の中身の提案としては、提案型制度というのが割合今回の中で取り上げら れているわけですが、これは、ただ法定都市計画でそういうのができたというだけで あって、一般的な広い意味のまちづくりではそれはごく普通に行われているわけです。

それから、私もちょっと混乱しているんですが、例えば4ページに図があって、縦型から水平型に行くというんだけれども、確かに全体的な広いまちづくりだとこのとおりなんだけれども、法定都市計画に限ってみると、特に意思決定に至るまでのプロセスは多分これでもいいんでしょうけど、意思決定そのものは、法定都市計画である以上権利制限を伴うので、どうしたってこんなに水平型には議論的にあり得ないんじゃないか。つまり、縦型じゃないと本来いけない部分も、権利制限がかかる以上法定都市計画ならあるはずだと思うんです。意思決定の部分については。

そこに至るまでの過程なのか、意思決定なのか、そこから後ろの事業の話なのか、 それから、狭い意味での法定都市計画なのか、空間についての物的環境の整備なのか、 それとも産業起こしみたいなものまで含めたまちづくりということであれば、むしろ ワンストップは自治体の話ではなくて国の話でしょうみたいな、そういうことだって 感じます。そこがもう少し最初に、どの部分に焦点を当てているのか。都市計画の審 議会なので、基本的にはその部分なんだろうと思うんですが、もう少しそこは限定的 にするなり、あるいはオープンにするなら、もっといろんなことが多分書けるんじゃ ないかというふうに感じました。

小林委員長 そのことについては、たしか前回西谷委員が今回の議論は入り口の議論、設計段階と書いてありますが、事業レベルの議論までは行ってませんね、要するに意思決定して権利制限する、そういう枠組みでの参加ではありませんね、という御意見をいただいております。中井委員の御意見はそういうことですね。その辺は整理して書きなさいと。

中井専門委員 これは何か、どこを向いているのかというのがいま一つよくわからなかったので。

小林委員長 まちづくりについても確かに意味不明な言葉である部分もありますので、少し定義してお話をまとめた方がいいかと思います。

山内臨時委員 今中井委員がおっしゃったようなことも私も非常に感じておりまして、その辺混乱しているところは少し整理が必要だと思っております。

1 つは、制度改革のお話が、今回はということなんですけれども、こういう参加をきちんと実効性を持たせるというか、システムとして定着させていくためには、どうしても制度改革が必要だということで、私たち東京ランポの内部で研究会をつくりまして、制度改革提案をつくったものをきょうお持ちしています。そのことについては後で実効性のところで触れさせていただきたいと思っております。

それともう一つは、上の部会の構成がよくわかっていないかもしれませんが、なぜ参加が必要なのかということが、もうどこかで既に議論されて書かれているのならばそれでいいかと思います。林委員の発表の中でも触れられたと思いますが、なぜ参加なのか。参加したい人がいるから参加なのではなくて、市民がきちんとまちづくりに参加していかないと、専門家、行政だけに任せていては本当に暮らしやすいまちをつくることは難しいんだ、できないんだという部分が一番前提として書かれていなければいけないのではないか。土屋委員や岸委員がおっしゃったNPOとか、それから市民が継続的にかかわるということも、そういうことの必要性だと思うんですが、その辺が書かれていないと思うので、そこら辺をぜひ書いておく必要があると思います。

土屋臨時委員 2回目の発言で恐縮ですが、先ほど寺尾委員がおっしゃったアメリカの例は後でぜひどこかでお聞きしたいなと思っておりますが、結局、中井委員がおっしゃった法定都市計画なのかということも含めて、公とか私のあり方みたいなものが、少しアメリカと日本では違うのかなという気がしております。そういうものを今後どのように、例えばもしアメリカのスタイルのいいところ、ヨーロッパのスタイルのいいところを取り入れるとすれば、どのような形で日本的なものに調和させていくのか、これはここに書く話ではないかもしれませんが、そういう感じをしております。

私はアメリカへたまたま行ったときに、アメリカの市長の報酬が2万ドルとか3万ドルと聞いてびっくりしました。円高のころでしたけれども、私はその10倍ぐらいもらっているなと思ったりして。徹底したボランティアの意識があるし、また、大きな"私"がある一定期間"公"を装うという感じがしています。日本的な公の概念とちょっと違うのかなという気がしていますが、そういう背景の違いを持ちながら、どういうふうに住民が参加していくかということだろうと思っております。

その中で、今東京ランポの山内委員がおっしゃったことと関係するんですが、なぜ参加が必要なのかというところに、一つは住民満足度というか今住民が非常に、昔みたいに一部のエリート、特権階級が頑張ってそれを信じてついていくという時代から、もっとフラットでみんな高学歴でそれぞれ意識や経験や品性は違うんだけれども、しかし、まあ同じだという前提の上に成り立っている社会ですね。ですから、権利の制限であれ何であれ、よくも悪くも住民がある程度満足しないと先へ進まないということがあるわけで、それをどう表現するか。特色あるまちづくりと結びつけて住民満足度ということを入れるのか、こういうことが前提だろうと思っております。

それから、これから考えなければいけないのは、今まで官が公を独占していて、官がやった計画なり事業が壮大なむだをつくっているんじゃないか、それはさっきの住民満足度と関係しますが、そういう疑念が今都市計画全体を覆っているんじゃないかという気がいたします。

そこで、どうせ財源を使ったりするのならば、資源の適正配分からすると実は細かい静脈のように、昔よく言われた鳥の目ではなくて虫の目から見た計画を積み重ねる

ことによって資源の適正配分ができるんじゃないか。こういうことが参加を促す、参加を価値あるものだとする前提になるんじゃないかという気がします。そこのところをもう少し書き込めるのかどうか。それは既に通過したと、前提なんだというふうに書かないのか、あるいは書き込むのか、先ほどおっしゃったことだろうと思っております。

それから、岸委員がおっしゃった、これからいずれにせよNPOをさまざまな形で育てていった方がいいと思うんですが、NPOはいかがわしいという考え方が急速に入ってきている。だれか仕掛けているんじゃないかという意見がありましたが、だれか仕掛けているのかどうかわかりませんけど、NPOがやたらとふえたことは事実で、例えば武蔵野という小さな市でもたくさんのNPOが出てきました。中にはかなりいかがわしいのもいます。そこで、本当の意味でNPOとしての社会的役割を体系的・継続的に非営利として、なおかつ、きちっとした人材を投入してやっていくには、ある程度行政がサポートしていく。そのサポートしていくことが単なる為政者の目効きによるのか、何か基準をつくるのか、そういうこともあってもいいような気がいたします。

というのは武蔵野市のレベルでも、同時に2つのNPOが立ち上がったわけですが、必ず行政に補助金くれ補助金くれと言います。私はそのときに、必ず社会的に有用な存在ならば需要が出てくるはずだから、事業が拡大したら補助金を出しましょうと言っているわけです。そうしたら2つのうち1つは一向に横ばいで、そのNPOは事業は拡大しない。しかし、一方では子育てに対する非定型の保育をやるんですけれども、このNPOはどんどん伸びて、これに対しては補助金も出したり事業を委託したり、実質的にサポートしてお金を回すことによって、そこで新しい都市型の非定型の子育て支援みたいなことができている。それを単なる担当者や市長など為政者の判断でやるのか、何か基準をつくったりするのか、もうちょっと第三者評価のようなものをつくってファンドをつくっているのか、こういうことも少し問題になるのかなという気がしております。

小林委員長 2番目におっしゃった資源の適正配分は、3ページの「次世代参加型まちづくり」の枠組みのちょっと上に、3行目あたりから「地域の住民等が自らの発意と選択により、限りある資源を」一応書き込んでございます。最後におっしゃった点は若干それに近いことは書いてあったような気がするんですが、さらに精査させていただきたいと思います。

小泉臨時委員 中井委員の意見に関連してなんですけれども、結局この中身、内容を整理して考えると、1つは意思決定の前に事前の協議をどうやって充実させるのかということをターゲットに置いていると思うんです。それからもう一つは、それとは全然別の次元で1個1個のまちづくりをする活動主体、NPOとか住民組織の発意なり活動をどうやって助成、育んでいくのかということの多分2つがあると思うんです。

その2つの課題を主にターゲットを当てていることを明確にすれば、答申の内容としてはわかりやすくなるのではないかというのが1つあります。

それから、山内委員とか寺尾委員から出ているような、いろんな発意があった後、協議した後の意思決定をどうやって民主的、かつ公正なものに保つのかということに対する制度的な保障は、この委員会の中で僕も発言していたし、ほかの委員からも幾つか意見が出ているので、課題として明確に示していただいて、今後検討すべきだということを明記していただくことがいいのではないかと思います。

小林専門委員 前回もお話しましたけれども、国土交通省でこういうレポートが出るということで私は満足しておりますけれども、先ほどからの御意見で何かちょっと違うなと思っているのは、何かいかがわしいという話です。そもそもまちづくりとか、住民とか、NPOに、きっちりしていることを求める方が間違っているというか、もともといかがわしいものだという前提で話をすべき相手なわけです。私は現場でそう思っております。そこをもうちょっとせよというんだったら、それは都市計画法とか、権利者とか、行政とか、そういうセクターがあるわけで、そういう考え方があるわけですから、そこでやったらいいわけです。いかがわしい部分を含めてあるのがそういう世界だというふうに思いますので、そういう連中に、いかがわしいからおかしいんじゃないかというのは無理な願いというか、それを法律的にどうこうするというのは無理というか、していただければいいけど、それはできないだろうと思っています。

そういう意味では先ほど小林委員長が言われたように、これは入り口の話で、事業の段階ではそのいかがわしい部分について、どういう制度化するかということを念頭に置いてまた考えればいいわけです。そういったことが実は非常に重要なまちづくりというか、都市計画というか、そういう分野で重要になってきていることがわかればそれで十分ではないか。なおかつ、15ページの8番から11番まで、かなり具体的にこういった支援策とか促進策が制度化されていくような段階で、今みたいなことが議論されれば非常にいいんじゃないかと思っております。

もう一つだけついでに申しますと、13 ページのところにありますが、情報の問題です。難解な専門用語を極力使わないと書いていますが、こういうのが大体間違っているわけで、専門用語を極力使わないじゃなくて、専門用語をきちっと説明する。わかりやすく説明することが必要なわけで、専門用語は専門用語でそれなりの意味があるわけですから、そういうことはわからないだろうという前提が間違っていると思っております。だから、専門用語があったらしっかり説明する。わかりやすいように説明できないような専門用語は専門用語と違うと。

それから、14ページも同じようなことですけれども、6番目に書いていますが、個々のまちづくり現場での成功事例をモデル化する、普遍化する。ついでに国が関係する話をするとこういう格好になるんですが、そんなものは何ぼあったって現場で役に立たないと思います。各地でこういうことをやっていると何かいっぱい出ていますよね。

それは参考にはなりますが、参考になる程度で、そこまでなわけです。そういう成功 事例を一つでもどうやってつくるかというところに本来の姿があるわけで、一つ一つ、 何かやっていることがよかったねということでモデル化したり表彰したりするのも、 ある程度国の限界かもしれませんが、成功事例を一つでも多くつくるにはどうしたら いいかということをお願いしたいと思います。

山岡専門委員 これまでほとんど出れなかったものですから、かなり議論が進められてまとまったものかなと思って、今さら私が繰り返すとまずいんじゃないかなと思ってきょうは聞くつもりで参りましたが、かなり皆さん原点に戻った議論が出ていたので、遠慮なくといいますか。

実を言いますと、私はこれは概ね納得といいますか、よく描かれているし、基本的にこれで違和感を持つところはそんなになかったです。ただ、幾つか気になったというか、ほとんど皆さんからおっしゃられたことですが、一つはまちづくりという言葉が、僕らの言葉で言うと旧建設省のまちづくりと、旧自治省系のまちづくりという2つの言葉があって、両方言われているわけです。NPO法のまちづくりの推進というのは、自治省系のまちづくりというか、地域のことは全部まちづくりという言い方をしております。例えば市民オンブズマンなんかも、まちづくりでとっているわけですね。ですから、これをやるときはちょっと。両方を含んでいるわけですが、そういう意味でいわゆるまちづくりと。

まちづくり条例というのも2種類あるんですね。ニセコ町のまちづくり基本条例は市民参加条例というか、自治基本条例ですね。それに対して私の狛江市でこの間できたまちづくり条例というのは、まさに都市計画をどう進めるかというまちづくり条例で、市民から言うと非常に戸惑っているわけです。まちづくり条例というから、自治体のやることは全部扱っている条例かと思ってみたら、都市建設をどう進めるかというまちづくり条例だったものだから、市民はがっかりしたという話もあるわけです。

まちづくりというのは、そういう2つの意味があるという前提のもとに、本当は2つあるのがいいのか悪いのかわからないけれども、ここで言うのは、旧建設省系からちょっと幅広く出たまちづくりであるということを明確に意識して。僕は大体整理されていると思うんです。先ほどのNPO法上のあれで言うまちづくりは、ちょっと違うまちづくりだということですね。

それからもう一つ、参加と協働ということで、僕としては参加と協働をきちっと。これは参加協働型まちづくりということなんだろうなと理解しております。協働の部分がちらちらと出ている。例えば4ページの図なんかも「受動的参加」から「責任ある協働」へという、これがいいかどうかわからないんですけれども、こういう形になっているわけで、次世代参加型まちづくりのイメージは責任ある協働であると、こう言っているわけですね。このときの協働とは何か、参加とは何か、相当明確にしておかないと混乱すると思っております。

それから、私自身はこの4ページの図で言うと、左から右へというふうに考えてないです。左側がきちっと行われることがまず大前提です。日本はこれがまだ行われていない。そういう意味で私は参加を、一人ひとりの市民の参加、個人の参加、行政活動への参加をきちんと位置づける条例も必要だし、法律ももっと重要かなと。これがきちっとできた上でこの右側が意味を持つので。この左側が全然できてないのに右側だけが踊って、私どものところに時々いろんな自治体から、これから協働をやりたいんですけどという話を相談に来るんですが、参加はきちっとできているのかというと、参加はできてないんです。まず参加をやりなさい。参加をきちっとやった上で協働の話をしないと、参加なき協働というのはだめですよということを言うんです。その辺の参加と協働についてはもうちょっと。僕としては次世代参加型というのは、参加協働型まちづくりというふうにイメージしていますからそれでいいんですけど、ちょっとその言葉が必要かなと思います。

それから3番目は、今まで出てこなかったんですが、僕らがここで言っているまちづくりみたいなもので考えた場合、地縁型組織、住民型組織と、それから、この指とまれでNPO型の組織と両方の関係の問題が大きい。それがきちっといくかどうかというのが課題で、その場合地縁型住民組織、町内会に限りませんけれども、いろんな地域、コミュニティベースな住民組織との関係はどこかに書いた方が。それがうまくいくかどうかというところにかなりかかっている。恐らくまちづくり協議会でも、地縁型住民組織を母体にしたまちづくり協議会と、そうじゃなくてかなりNPO的なまちづくり協議会とあると思うんですが、それによってやっている課題が違うというのがあると思います。

それから第4点は、これもほとんど言われているんですが、これはだれに言っているのかなというのがわからない。これはほかの審議会でも最近そうなんですけれども、今までは審議会で何かやると、提言して予算がついて法律ができてというのが見えてきますよね。この法律を変えるとか。今回については、何も法律を変える必要もないし、こういう姿勢でやりましょうと。でも、これは都道府県に言っているのか、市町村に言っているのか、国民に言っているのか、あるいは国が自問自答しているのか。国が自問自答しているというか、審議会は国にこういうことを考えなさいよ、しっかり考えてくださいと言うだけなのか、何かその辺が。これはいいと思うんですけれども、審議会というのが変わってきたなというか、今までは国の政策をつくるのにアドバイスをするのが審議会だったんだけど、いまや審議会は哲学する審議会というか。

確かにこれは持てば影響力を持つんだろうけど、審議会の答申がどういう意味を持つのか。ほかの審議会に出てもそう思うんです。ある意味で必要なくなったのかもしれないけれども、いまや審議会の役割は何なんだろうなというのを、これを読んでいてだれにメッセージを言っているのかなという感じがしました。ただ、各地方建設局の事務所なんかにもこういうことが出れば、あ、これからこういうふうにやらないと

いけないのかなと思えば影響力はかなり大きいと思いますから、こういう認識でこれからの都市行政を進めていくんだということであれば、それなりのパワーを持つと思います。審議会がかなり変わってきているかなという感じを持ったわけでございます。 感想でございます。

小林委員長 今3番目におっしゃった、参加ができてないと。参加ができた上での 協働ではないかという議論は、ここで言う責任ある協働とはまた別の。

小林専門委員 責任ある協働ですね。

小林委員長 表現としてはそれでよろしいわけですね。

小林専門委員 責任ある協働のためには責任ある参加。

小林委員長 参加がまずベースにあってということですね。

小林専門委員 と私は思っております。

寺尾委員 今の御発言にも多少関係があるのですが、通常、審議会のこれまでのパターンというのは、こういうことを新たにしてくださいということを政府にお願いするというか、こういうことをするのがいいんです、いいと思いますとアドバイスするというか、お願いでもアドバイスでもいいんですが、そういうタイプが多かったんですが、今回はそれがないということだと思うんです。それを今から書くのは難しいのかよくわかりませんが、国としてできること、すべきことはないのか、それを盛り込むことはできないのか、という点が非常に気になります。私は前回出席できなかったので1回抜けてしまったということもあるんですが、先ほど法律用語、難しい専門用語を使わない云々のところがございました。以前に西谷委員が別の審議会だったんですけれども、これから参加ということを言うのならば、もう少し国の法律を整理できないかということを言われました。整理できる法律が実はたくさんある。ほとんど動いていないものもあるし。

先ほど、専門用語というのは、本来必要があって難しい言葉を使っているはずだというご発言がありました。それは本来の姿なんですけれども、法律の条文が本当にそうなっているかというと、まだまだ改善する余地があると私は思います。こうした点は、国しかできないことであって、そういうことをしていただきたいと私は個人として国にお願いしたいこととしてあります。そういうことはここには書けないんでしょうか。

小林委員長 参加に絡んでではないですね。

寺尾委員 ですけど、都市計画法の分野の法律については、これまで新しい政策提案をし新しい法律を作って予算がつくというパターンでずっと法律をつくってきたわけです。スクラップ・アンド・ビルドというか、スクラップはしないでビルド、ビルド、ビルドできたわけですから、スクラップすることに公共性があるということは審議会で言っても私はいいと思うんです。それでお金をつけてくださいということを言えなければおかしいと思うんですが、どうでしょう。

林臨時委員 今のお話と関連するのですが、先ほど今回のまとめというのが、基本的にある入り口段階なんじゃないかというお話がありました。私の理解では、この中には参加をテーマにし都市計画制度の範疇だけでなく市民的まちづくりという新しい領域が含まれていると、僕は言いたいんです。市民まちづくりは縦割りから基本的に当然はみ出して自分たちの世界をつくろうとしています。それに対応するにはそれなりの制度、仕組みが必要になってくる。そのことを含めて、この中には大変重要な規範というべき考え方が幾つも書き込まれている。その規範は、入り口とも理解できますが、従来の制度をどういうふうに見直していくか、見直すときの基本的な考え方として非常に重要な内容を持っていると考えるべきだと思うんです。

次のステップは具体的なプログラムを考え、どれからきっちりと制度を変えていくべきかを考える段階だと思うんです。先ほど、寺尾委員言われたように、制度的にまだまだ非常に未熟だということは私も何回もいろんな機会に論文に書いています。参加の制度はびっくりするほど遠慮がちで、市民にとってはバリアがまだまだ非常に厚い。ここは「機会の窓」と書いてありますが、この概念を本当の意味できちんと位置づけるとどうなるのかということも重要だと思うのです。

もう一つ規範という意味で加えておかないといけないのは、いろいろな意味の多元性があることはあちこちに出てくるんですが、決定についても、従来のような決定の形とは同じではないことも議論の中でははっきりしつつあると考えます。多元的な意味での決定は、どういう決定の内容、意味を持つのかも議論しないといけない。

典型的には、これは 11 ページでしたか、実行性の担保ということが書いてあります。 当事者間で合意形成に努めて、決まったからにはちゃんとやりましょうという一見非常にもっともなんです。しかし、都市計画でもまちづくりでも、長い時間を要する。 長い間に、例えばバブルのまっ最中と現在では非常に大きな違いがおこる。そのため、決定したことを見直すとか、内容がさらに豊富化されて新しいものに変わっていくとか、ある種の成長的なあり方を受容する必要がある。実行性の担保には、その点を入れていかないといけないと思います。実行性の担保というのは、単純に一度決めてそのまま行くということではないということを、この中にしっかり書いていかないといけない。10 年もたつと非常に状況とずれたことを一生懸命、無理しながらやらなければいけないという、まことにおかしな事態を避けられるようにすべきなのです。そういう意味で、この中に出てくる重要な規範に当たる概念を深めることは今後とも必要です。

まちづくりという言葉が使われていますが、国土交通省の具体的な計画や事業の中で一番重大な問題は、フィジカルな物的な環境に帰結するもの以外は所管の領分ではないというとらえ方がある。

しかし、地域の問題、まちづくりは本来、身近な地域を総合的に取り扱うものです。 まちづくりは、ソフトもハードも一体になってきっちり考えていくことが非常に重要 です。その領域に国土交通省がしっかりかかわる、サポートするという意味では、積極的な意味で幅の広いまちづくりを目指すのだということを、この中で言い切ることが意味があると考えます。

そのことは、対応する制度をどう構築するか、しっかり考えないといけない問題です。あまり問題を複雑にしてはいけないんですけど、差し当たりは、身近な地域のまちづくりは非常に総合的なものであって、住民は縦割りの中で物を考えるのではないんだから、実際にその地域の必要に応じて動くということが、地域のまちのあり方を自分たち自身で改善していくという非常に重要なキーになる。その意味はかなりきっちり出していくべきだと考えます。

それから、山岡委員がおっしゃった地縁型とNPOの関係ということで言うと、地縁型組織の中で、民主的な運営の原則がきっちり成り立っている組織とそうでない組織には非常に重要な差違があることを認識すべきです。行政がこれをしっかり区別しないで、地縁型組織と対応する中に非常に大きな問題をはらんでいくことがあります。民主的な運営という規範、これは自治基本条例の中でも議論する場面があります。これを大切な規範としてしっかり取り込んで、地縁型なりNPOなりそういうものの内容を考える制度が必要です。

それから、NPOについて、いかがわしい話とか何かいろいろありましたけれども、基本的に透明性が非常に重要です。NPOを行政が評価するというのも抵抗があります。むしろ多様な目で、NPOの活動が評価される。徹底的な透明性のもとに評価していくことの結果として、悪貨が駆逐される、そういう社会を信じたいということであります。

小林委員長 林委員、総合性の議論は例えば 16 ページのパッケージで財政的な支援 の枠組みの中にしか書いてないんですけれども、林委員のおっしゃることはかなり、 るる私は書かれていると思うんです。

林臨時委員 ですから、僕はその方向にしっかり行くという意思が示されているということであれば結構です。

小林委員長 わかりました。

岸臨時委員 審議会が哲学的になるとかアカデミックになるのは私はとてもいいことだと思うんですけれども、同時にこれは、僕は行政機構が諮問しているものというふうに考えますと、そういう意味では戦略的でないとだめで、哲学と学問だけではだめと思います。先に早口で言ったことが大体皆さんからも出てきたので、私の意見をまた追加したいんですけれども、まず1つ、とても気になることは、参加がないと新しい協働がないというのは僕は間違いだと思います。正しい参加というのはあり得ない。どういうことかというと、地域性を重視する。例えば僕はいろんな市の行政にかかわりますけれども、町内会があるんだからそれが参加だともうはっきり断言されますし、それは間違いではないので、地域代表制と言ったらもう町内会もあればいいじ

ゃないか、それ以上の正しい参加というのは一体何なんだ。正しい参加は形式的にあるんですよ。

山岡専門委員(僕は正しいとは言ってないんです。責任ある参加です。

岸臨時委員 責任あるね。そうではないと思うんです。それは一見良識的な聞こえるけれども、今の戦略的な先端というか、切り口をちょっとごまかしている。山岡委員らしくないと僕は思いました。いろいろ言いたいこともいろいろあるんですが、まちづくりの何に市民が参加するかということなんですが、市民は行政によるビジョン形成と意見の集約に参加すべき、それから、行政が実際に物事を執行するときの部分に参加すべき。決定はできるはずがないんです。決定は議会が、あるいは行政が議会の承認のもとにやるのであって、それ以外のことはありようはずがない。

だから、何をどう書こうが市民が参加するのはビジョンの形成と、行政の責任を持って議会に提案すべき下案の形成と、行政が執行するいろんなもののパートに参加する、僕はそれ以外は理論的にないと思っているんです。そこはあいまいなことは何もないと思うんです。あたかも決定に参加するような話をするのは本当はおかしいんじゃないか。今朝、猪瀬直樹が言っていたのかな、日本国には2つの政党がある。官僚政党と議会政党がある。あれはかなり当たっているところがあって、僕は否定的に思わずに、当たっているところがあると思うんです。さまざまなまちづくり、その他の原案はやはり行政がつくっていかざるを得ない。その責任は行政に逃げてもらっては困るので。

それを推進するときに政党との関係はどういうものかというのはかなりきつい問題で、日本固有のきつい問題だと思うんですが、アメリカ型をすぐ入れられない最大の理由はそこだと思うんです。市民活動なり市民サイドから、まちづくりに提案するときにいるんな市民団体が来ます。その市民団体を大ざっぱに整理すると、地域性の市民団体、町内会の市民団体、NPO的テーマ型の市民団体、はっきり政治的な市民団体が来ます。はっきり政治的な市民団体の場合、某政党、某政党、某政党は組織がしっかりしているから議会を通してやろうとするので出てこないんだけど、特定の政党の幾つかの場合には、市民のやりとりのところに政治で出てきます。

そういうところをどうやってかわしているかといったら、これは行政の案をつくる場だから政治で攪乱しないでください。どういう表現を使うかは別ですが、そうやって逃げているんですよ。日本がもしこれから政治状況が一気に変わるようなことがあったら、行政と案をつくるような市民活動はもう古くて、政治団体をいつもいつも選ぶような市民団体こそ新しくなる可能性だってあって、それは拒否すべきではないと思います。でも、今それで物を考えるべきではないというのが僕の戦略的な判断です。そこらは僕自身はあいまいなことは何もないので、あり得ないことをあり得るように議論すること自体がアカデミックな攪乱になると思うんです。

そうすると今何が一番の切り口かというと、僕は97年以降膨大につくってしまった

NPO集団をどうするのか。戦略的にはこれ以外に切り口があるはずがないと僕はと思っています。NPO法人格を持っているか持ってないかはある意味ではどうでもいい。NPO集団として人材を確保して、お金も動かしながら公共に関与するような市民セクターをどうするのか。この一部をいかがわしいというような雰囲気で取り上げて、全体に何か新しい規制とか新しい一律の基準とかやってしまうのは、角を矯めて牛を殺すじゃないけど、最悪の選択だと僕は思っています。

これを流してしまって、次にどういう新しい市民セクターができるんですか。町内会と政治集団しかないんです。だから、これは原案、ビジョンとか、行政が提案すべきビジョンとか、案をまとめようとする行政担当者たちが深刻に考えるべき問題で、力のある責任をしっかり持てるNPOセクター、これは法人でなくてもいいんですが、それをいかにして支えて育てるかということは、本当に深刻に考えるべき 21 世紀初頭の日本の都市計画の最大課題だと思います。これをあいまいにこうやって流してしまうと、次に電車が来るのに随分時間がかかると思います。

うんと具体的な提案ですが、16 ページの 11 番のところですが、パッケージで財政的な支援、これはとってもいい書き込みだと思っています。先ほども言いましたけれども、まちづくりがコミュニティベースになる、プレースベースになる、計画で各部局が上から下に演繹的におろすのではなくて、地域の課題を総合的に扱うしかない時代になった。これはお金がないということもあるし、環境配慮とか持続可能性を考えたらこうするしかないわけですが、そのときに総合的な視点を持てる市民セクターはだれかというふうに考えるべきで、町内会は無理です。企業も無理です。行政のパートナーになる。だから、ビジョンと提案形成を助ける、一緒にやる市民パートナーを行政は大事にしなければいけない。

その意味で言うと僕はここを一歩進んで、地域として必要な事業、活動を機動的にうまく組み合わせることがより有効で、だれが組み合わせるんですか。行政は組み合わせられないんです。企業にもできないんです。町内会には到底できないんです。僕は河川部局とやることが多いので、流域協議会という工夫でのたうちまわってちっとも実行に至りませんけれども、ある種の協議会のようなものをつくるほかない。そこは行政が仕切って、つまり提案は最終的に行政が議会にするんだから、仕切る。ただし、そこに企業も町内会も一般市民もNPOも参加して、ぜひ地域課題を総合するのに協力してくれと言わなければいけない。協議会というふうに呼ぶか呼ばないかは別です。そういう組織をつくるほかなくて、そのときの最大強力なパートナーとしてNPO的な集団を行政が育てることをしなければ、戦略的に未来は開けないような気がします。

議論的にはいろんなことがあるけど、今現在の日本のこの状況で、次に一歩どこへ 行くかといったら、それしか選択肢はないように僕は現場でひしひし感じるんです。 小林委員長 今の御意見の最後のところですが、11 番にはそういう具体的な話はな いわけですが、その前、例えば8番、9番に主体の議論があって、それは別々に表現されているわけです。恐らく主体はこうであって、その主体が活動するまちづくりに対してパッケージで財政的な支援をやるというのは、最後に11番でまとめておるわけです。こういう書きぶりではまだ十分ではないということですか。

岸臨時委員 僕もしっかり読み込めてないので、あるいは不適切な言い方をしているかもしれません。つまり僕は、ビジョンをつくり提案をまとめて、もしそれが決定されたら、その後役割分担をどうするんだ、役割分担の中に市民セクターはどう入るんだという議論をする場が必要と思います。それを行政がしっかり応援すべきだという話が出たらいいなと思っております。

林臨時委員 今の関連で、15ページのまちづくりの核となる地域組織の育成・支援というところに、総合的なマネジメントを行う体制組織のあり方、その他が書いてあります。それは今岸委員が言われた協議会なり何なりとも関連があります。注意すべきは、地域の中に1つだけ総合的なマネジメントを行う体制があると考えるのは、間違いで危険だということです。ある種のガバナンスで、今おっしゃった河川とかいろいるイシューに対応してそういうものがあって、それがいろんな知恵を出し合って、最適なその段階での解決を見出していくことを辛抱強く次々に積み重ねるしかない。一つの組織が総合的にというのはどこかに問題が出てくる。今、分権に伴う地域自治政府みたいな議論があって、その辺は難しいところだと思うんですが、そういうことが気になりますので、書きぶりを工夫していただけるとありがたいと思います。

山内臨時委員 今、岸委員、林委員がおっしゃってくださったことは、私たちが日 英のNPOの交流事業でずっと考えて主張してきたことでもありますし、パッケージ としての財政支援もぜひ実現してほしいと思います。応援していただいてありがたい と思っています。

それと、市民参加は、どの段階でどういう形でということをきちんと位置づけることが岸委員もおっしゃったように必要だと思っております。私たちそういうことを含めて、お手元に、市民参加と分権のためのまちづくり制度改革案というものをお配りしております。この2枚横になっているのはこれの抜粋というか概要をまとめてあるので、このことについてはきょうここで議論していただこうとは思っていないんですが、おわりに、小林委員が制度改革の必要性も書いてくださるということもおっしゃったので、それで私たちも納得しているところなんですが、こういう意味での制度改革のきちんとシステム化するためには必要だと思いますので、今後こういうことを議論していただきたいという意味を込めて、私たちから提案させていただきたいと思います。

あとは個々のことなんですが、時間もあれなのでここで言わせていただきたいんですが、NPOとNPO法人という言い方がちょっと混乱して書かれております。例えば、調布まちづくりの会が事例として出ているんですが、多分まちづくりの会がコー

ディネートという形で入られたときは、まだ法人格をとっていなかったのではないかと私は記憶しています。ですから、あえて法人ということをつけないでいただけたらと考えています。

それともう一つは7ページのところで子供のことなんですが、きょうは小澤委員がいらっしゃらないので私が主張させていただきたいんですが、子供にまちづくりの教育をするということだけを私は申し上げたのではなくて、例えば川崎の場合は、皆さん御存じだと思いますが、川崎は子供の権利に関する条例をつくっております。子供がきちんとまちづくりのところに意見を表明する権利、それから、子供に関する施策に関して、一緒に参加する権利を有しているということを書いてあります。川崎はそういうふうに位置づけていますので、子供に対してまちづくりの教育をするだけではなくて、市民の一員として、子供に参加してもらうべきだという書き方にしていただきたいと思います。

それから、さっき林委員もおっしゃったんですけど、東京が進んでいて地域が遅れているというような感じの書き方はいかがかと思います。都市再生の方のヒアリングでも随分地域のいい事例をいっぱい伺っているので、逆に私たちは、地方の方がいい事例をたくさん持っているな、人材がいるな。古くは柳川掘り割り物語なんかになるんですが、そういうふうに感じることも多いので、こういう書き方はちょっとと思っています。

それから、さっき小林委員がおっしゃったように、やはりモデル事例があってそれをまねするのではなくて、実際にみんながかかわってやってみる実践の場をどれぐらいたくさんつくっていけるかということが大事だと思うので、そういう形で例えば12ページなんかは、参加のすそ野の拡大のところに、実践の場をたくさん用意する形の書き方をしていただけたらと思います。

それから、最後なんですが、16ページの公共空間の利用活動の促進というところで、 汐留地区の事例が出ているんですが、どちらかというとこういう空間を、例えばまち づくりセンターにするとか、NPOセンターにするとか、福祉のNPOが使っていけ るとか、そういう事例だったらいいんですけど、これはほとんどお店だと思うので、 ちょっとこの事例は適当ではないと考えております。

小林委員長 これは括弧の中が大事なんです。

山内臨時委員 ちょっと私はそう感じましたので、もし事例として挙げるなら、例えば大阪の道頓堀の小学校なんかがいろんなNPOが入った施設になったり、多摩のNPOセンターなんかもそうだと思いますが、そういう事例の方が適当かと思います。 済みません、いろいろ申し上げました。

越澤委員長代理 数点ほど、なるべく簡潔にお話します。

まず、16ページのパッケージの財政支援について、いろいろ言及のある委員の方が 多かったわけですが、1つはこれは国自身も指しているのか、地方自治体に対して財 政的支援をしてくださいというのは、はっきり書くべきだと思います。というのは国の審議会答申ですから、恐らくこのまま何も書かないと国が当然支援していただけるとも、期待なのか誤解を招く可能性がありまして、国としてやりたいんであれば僕はやはり書くべきだと思います。国もこういう問題について、つまりまちづくり支援については、こういう文章とか、イベントとか、シンポジウムということで今後支援していくのか、従来この施設に対して支援した問題を、こういうものまで広げて当面やっていこうということか、スタンスは明確な方がいいのかなということで。これはぜひ国としてやりたいということであれば、それはそれでどういうものに対してやるべきなのか、均等にいくのか、これからぜひやってないところを立ち上げてほしいという意味でやるのかとか、それはぜひそういうことが読めるまで書いた方がいいのかなというのが1点です。

それから、地方自治体に対して都市計画税がありますので、これは一般財源に地方 自治体はなっていますが、目的税はありますから、ぜひそういうことも含めてどうか なと。これは一委員の意見ですから、最終的にはこだわりません。

それから、2点目は委員長代理として逆に発言ですが、一応こういうたたき台ができていても、なおかつ我々の委員は一家言持っていますので多様な意見でありますが、最初のときに各委員から少しメモを出していただいていることはあったと思いますが、これに対して具体的に次回の委員会で発言すると、またそのまとめが非常に大変だと思いますので、一応次回で終えるという前提であれば、具体的にこの可否をこういうふうに書いてはどうかということをかなり前に出して、委員長と事務局で御検討いただく時間もないとなかなか大変なのかなという気もしております。これは代理の立場での意見です。どうするかは委員長と事務局とのあれだと思います。また、皆さんの合意があるかどうかということです。

それから、最後はこの場で伺いたいんですが、回答がなくても結構ですが、一応こういう形で諮問事項の4つのうちの1つが、ようやくこういう形で最終型が見えてきました。ですから、次回で小委員会を閉じるという方向性になっておりますが、問題はこれは報告ですので、最終的なそもそも答申をどうするのかということであります。1つは、小委員会での議論は積み重ねて、もう一回部会で再度全体のことを、全体の4つの諮問事項に対する1個のまちづくりの問題を、また時間をとってきちんと議論するのかどうか。基本的にはこの中での小委員会の議論は相当濃密に時間をかけたと思いますが、一応それを委ねたので、これの全部というわけにはいかないと思うんですが、基本的な考え方とか骨子とかエッセンスをそのまま基本的には答申になってくるんだという理解でいくのか、それによって議論の仕方というか最終回の気持ちの持ち方も違うと思います。私はこれだけ小委員会で議論を尽くしたので、基本的に素直にまちづくりの諮問事項の3番目だと思いますが、なるべくこの形、最終的に小委員会のまとめが、そのまま要旨が素直に答申の中に入って行くのがいいのではないかと

いう気もします。これは一委員の意見でございます。

小林委員長 お答えいただいた方がいいですか。

越澤委員長代理 今の段階でお答えがあればあれですが、一応投げ返しということで。

小林委員長 今お答えできますか。あるいは次回までに。要するに答申のあり方ですね。小委員会で既に中間まとめが出ている2つがあって、今恐らく都市再生ビジョンについての議論が1つあって、これがあって、4つそろうわけですね。その段階で都市局部会としてどういう形で答申するかということですね。

事務局 きょうの午後にも御予定があるかと思いますけれども、午後に部会が開催されまして、21世紀型都市再生ビジョンが御審議される予定になっております。この小委員会が始まるときにも御説明があったかもしれませんが、この小委員会、次世代参加型まちづくりの方策小委員会について、そのサマリーと申しますか、エキスについては都市再生ビジョンの方に反映されるということでございます。ただ、この小委員会の報告は報告として独立したものとしてあるということでございます。

越澤委員長代理 午後のときにさらに続きでお話したいと思いますが、それは 21 世紀ビジョンを議論するときの議論の進め方について反映するということを私は思っておりまして、諮問事項は4点ありますから、それについては実は中間答申を出してないんです。中間まとめですから、実は4つの問題をきちんと答申に書く必要があると思っています。それは私の意見です。ですから、今の段階ではとめておきますが、実はこの小委員会のメンバーとしては、最終答申の中にどうなるのかということは、次回のときに理解しておく必要があるのではないか。その御指摘です。

小林委員長 御検討いただきたいと思います。

小泉臨時委員 手短に。全部で4点ほどあります。1つは、先ほどの岸委員の話と林委員の話に関連してなんですが、この小委員会では、計画づくりへの参加とか、計画づくりでの協議にフォーカスを当てているんだということを明確にした方がよくて、逆に林委員が言った意思決定の段階での民主性の確保とか公正性の確保については、十分に明確な方向は出てないんだということは書くべきだと思うんです。私は岸委員とちょっと違うところは、意思決定での民主性の確保はできるし、例えば住民投票の中で参加を確保することもできるはずなんです。それについては検討してないということは明確にした方がいいのではないか。その方が答申としての目標とか意図がはっきりするということで、賛成です。 それからもう一つは、これに関連して総合的な支援の話のところで、岸委員からお話のあった計画づくりへの支援ですが、計画づくりにいろんな主体が参加することを支援することは非常に大きなまちづくりの課題になっていて、いろんな行政がやりたくてもお金がつかなくてできないという現状があるので、そこを私は国の立場として明確に支援するんだと、国として支援するんだという立場があって、自治体の努力としてやりなさいということではなくて、国の努力

としてそれはやっていただきたいと思います。

それから、情報についてなんですが、12 ページになりますが、前回、情報に関して相当議論が出たんですが、もう少し提案を作成するとか、市民側がいろいろな発意をする際の基本的な情報提供ですね。行政側がいろいろな案を示すことはもちろん大切なので、それはそれですばらしいんですけれども、基本的に都市計画に関連した情報を継続的に恒常的に情報公開していくことも。これはすぐに難しいという話ならば、検討すべきだとか、そういうことを目標とすべきだということを、私は一文入れていただきたいと思っています。 それから、とりまとめ方なんですが、多分異論が残る部分が幾つかあると思うので、それは何かこういう意見もあったという形で、以前ほかの都市再生関連の答申のときに、個別意見ということで別記した記憶がありますので、そういう形式もあるのではないかと思います。

小林委員長 そろそろ時間ですが、まだ御発言いただいてない方もいらっしゃるので、簡単に。

寺尾委員 岸委員と小泉委員がおっしゃった点に私は賛成いたします。それと、今までちょっと破壊的なことばかり言っていたので、少し建設的なことを申し上げたいと思います。何か修正案があれば文書でと先ほど越澤委員がおっしゃいましたので、そういう形で出したいと思いますが、皆さんに御賛同いただけるのであれば、単独の意見ではなくてここで申し上げておきたかった点が1つあります。さきほど哲学という話がありましたが、それぞれの地域で自律的に継続的にしてもらうことがいいというふうに言い続けているわけですね。そうすると国は、何もしないのがいいのかという問題が残るわけです。だから、国としてこれをどう受けとめるかということであります。それぞれの地域で自律的・継続的に私たちが望んでいるような参加型のまちづくりが発展していくために、国としてできることが私はあると思うんです。それについては、今回例えば制度の検討とかなされませんでしたけれども、引き続き検討されるべきではないかと思いますので、そのことを最後のところに書いていただけたらと思います。

伴臨時委員 次世代参加型まちづくりという名称の議論もありましたが、恐らくここで掲げられているのは提案側と提案される側と入れかわるとか、それから、4ページの図にあるような行政も平等にという何か理想の姿をまずは書いて、それを追求するということでかなり限定的に提案されていると思います。都市計画に関連する審議会です。多分読まれる方というか期待される方は、先ほど中井委員からお話がありましたが、都市計画の手続に乗るような話は、どうしても最後の行政も平等だということにならないと思うし、最終的に理想が実現するかもしれないけど、過渡的にはそういうことにならないと思います。

それに対して何も触れてないのは大丈夫かなという感じがします。例えば公共事業 についてはすでにかなり参加の工夫をしていますから、そちらに任しているとか、あ るいは理想型というか、ここで言っている次世代参加型のことについてだけ、さっき 計画段階とおっしゃいましたが、そういうものについてだけ触れたんだということを 明確にした方が、多分参加型と言ったときに、もうちょっと現実的な話の方を期待し ている向きに正確に理解してもらえるのではないかという気がいたします。

あとは言葉と整理のお話なんですが、11 ページの実行性の担保というのはわかりにくいんですが、かなり責任論の話がありましたので、こういう見出しの上でも、例えば合意形成と実現責任とか、そういう責任という言葉をきちんと出された方がいいのではないかという気がいたします。

最後の4のところの方策ですが、11並べでありますが、これは大変数が多くていいんですが、かなりレベルも違うし精粗まちまちなので、もう少しグルーピング化できないかなという感じがします。例えば(1)と(2)は参加拡大の話のような気がしますし、(3)の情報共有とか、技術ノウハウということで(4)の協議の実質化とか、(5)の参加の技術、(6)のノウハウの共有、この辺もグルーピングできるのではないか。それから、行政の支援というか、行政の対応ということで(7)と(10)の公共空間とか、(11)のパッケージで財政支援、これらは全て行政支援の話だと思います。それから、人材とか組織の問題は(8)(9)という形で、もう少し絞ってグルーピング化して提言する方法はないかと思いました。

中村臨時委員 私は特にありませんけど、いずれにしても結果論として、計画段階にしても実行段階にしても責任問題が出てくると思います。そこのところを行政がきちっと受けとめるという、市町村にしても県にしても国にしても、そういうのが何かどこかにないのかなという気がしております。

その他

小林委員長 それでは、時間になりましたのでこの辺で閉じたいと思いますが、たしか次回が12月1日ですから、それまでに時間がございますので、先ほど越澤委員が御提案されたように、委員から御意見をいただき、それをもとに委員長と、委員長代理も責任があるから一緒に参加して事務局とまとめる作業を行い、12月1日を迎えるという形でよろしいですか。

事務局 今後のスケジュールにつきましては、今委員長からお話がありましたように、次回は 12 月 1 日、10 時から最終小委員会を開催したいと考えております。それで、今お話がございましたように、きょうの御議論を反映できるところは反映するような形で、私どもとしても資料に修正を加えてこの 12 月 1 日に臨みたいと思いますが、委員の皆様もいろいろ御意見等ございましたら、1 週間とか 10 日とか、せいぜい 2 週間ぐらいの間に、紙なりファックスなりお電話なりでいただきまして、それをまたどういうふうに反映させるかについては委員長、委員長代理とも御相談いたしまして、

12月1日に備えたいと思います。そういうことで12月1日の御参加の方もよろしくお願いしたいと存じます。

小林委員長 ありがとうございます。

それでは、小委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。